

改正

平成27年3月23日告示第43号

平成27年3月31日告示第55号の7

平成28年3月31日告示第36号

庄原市行政評価実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、庄原市まちづくり基本条例（平成23年庄原市条例第28号。以下「基本条例」という。）第12条の規定に基づき、市民の参画を得て、市が実施している事務事業の評価（以下「行政評価」という。）を行い、効率的かつ効果的な市政を推進するため、当該行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長部局、市長が別に定める行政委員会及び公営企業をいう。
- (2) 第1次評価 所管課による評価をいう。
- (3) 市民意見の聴取 インターネットその他の媒体を利用し、市民の意見を聴取することをいう。
- (4) 外部評価 第9条に定める委員会による評価をいう。
- (5) 第2次評価 市民意見の聴取及び外部評価をいう。

(行政評価の時期)

**第3条** 行政評価は、対象となる事務事業を実施した年度の翌年度に実施するものとする。

(行政評価の順序)

**第4条** 行政評価は、第1次評価、市民意見の聴取、外部評価の順序で実施する。

(行政評価の対象件数)

**第5条** 一会計年度に実施する第1次評価の対象は、おおむね50件とし、第2次評価の対象は、おおむね10件とする。

2 第1次評価の対象は、所管課が選定するものとし、第2次評価の対象は、事務事業の分野を所管する庄原市部内調整会議設置要領（平成28年庄原市訓令第13号）に定める庄原市部内調整会議（市長部局以外は、実施機関の長が定める組織）で選定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度の第1次評価の対象のうち第9条に定める委員会から申し出があった事務事業は、第2次評価の対象に加えることができる。

(事務事業の単位)

**第6条** 行政評価の対象とする事務事業は、次の単位を基本に市長が定めるものとする。

(1) 予算科目における事業単位

(2) 補助金、負担金の単位

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類に掲載する事業単位

(行政評価の対象)

**第7条** 行政評価の対象は、実施機関が実施している事務事業とする。ただし、次に掲げるもの(以下「対象外事業」という。)を除く。

(1) 法定受託事務及び法令等により実施が義務付けられているもの

(2) 職員人件費に属するもの

(3) 議会費に属するもの

(4) 普通建設事業(市の負担を伴う継続的な補助事業を除く。)

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づく点検及び評価の対象事務及び行政評価と同様の評価を実施しているもの

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、実施機関の長が必要と認めるときは、対象外事業についても評価を実施することができる。

(評価項目)

**第8条** 行政評価の評価項目は、優先度、認知度、有効性、受益者満足度、市民(納税者)納得度、代替性及び基本条例の趣旨への適合性とする。

(行政評価委員会の設置)

**第9条** 市民の参画を得て評価を行うため、庄原市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織等)

**第10条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 行政経験を有する者

(2) 企業経営者等

(3) 市民の代表

(4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

**第11条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

**第12条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第13条** 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数以上の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(利害関係委員の除斥)

**第14条** 委員長及び委員は、自己又は自己が属する団体等に利害関係のある評価案件については、その評価に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(評価結果の公表等)

**第15条** 市長は、行政評価を実施したときは、その結果を市の広報紙及びホームページへの掲載等の方法により、市民へ公表するものとする。

(実施方針の決定)

**第16条** 実施機関の長は、行政評価の結果を参考とし、事務事業に関する以後の実施方針を決定する

ものとする。

(市長の調整)

**第17条** 市長は、他の実施機関の長に対し、行政評価に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

(庶務)

**第18条** 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月12日から施行する。

(庄原市行政評価委員会設置要綱の廃止)

2 庄原市行政評価委員会設置要綱(平成25年庄原市告示第120号)は、廃止する。

附 則 (平成27年3月23日告示第43号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第55号の7)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第36号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。